

児童福祉事業とは

- ・ 児童福祉法第7条第1項:児童福祉施設として、
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、
障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター
- ・ 児童福祉法第12条:
児童相談所
- ・ 児童福祉法第6条の2の2:
児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援
- ・ 児童福祉法第6条の3:
児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、
養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、
居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、
意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業



上記の施設のいずれか、または数か所でお勤めの期間の合計が5年以上であると、
制度上の評価においても、最も高い加算の対象となります。これは、長年のご経験と
継続的なご尽力が正式に認められるということであり、事業所にとっても大変ありが
たい存在です。